

旧	新								
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 6 年 9 月 1 日</u>から実施いたします。	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。								
8 電灯需要 (1) 実質再エネ 300 プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること <table><tr><td>最初の 50 キロワットにつき</td><td>80 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロワットをこえる部分につき</td><td>70 パーセント</td></tr></table> <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、<u>(ロ)</u>により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降 1 年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。	最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	8 電灯需要 (1) 実質再エネ 300 プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること <table><tr><td>最初の 50 キロワットにつき</td><td>80 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロワットをこえる部分につき</td><td>70 パーセント</td></tr></table> <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、<u>(イ)</u>により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (削除)	最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント								
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント								
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント								
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント								

旧	新								
ロ～ホ（省略） (2) 実質再エネ 500 プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること <table><tr><td>最初の 50 キロワットにつき</td><td>80 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロワットをこえる部分につき</td><td>70 パーセント</td></tr></table> <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、<u>(ロ)</u>により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降 1 年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。 ロ～ホ（省略）	最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	ロ～ホ（省略） (2) 実質再エネ 500 プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること <table><tr><td>最初の 50 キロワットにつき</td><td>80 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロワットをこえる部分につき</td><td>70 パーセント</td></tr></table> <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、<u>(イ)</u>により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (削除) ロ～ホ（省略）	最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント								
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント								
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント								
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント								

旧	新								
9 電力需要 実質再エネ動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること □ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること ハ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること <table><tr><td>最初の 50 キロワットにつき</td><td>80 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロワットをこえる部分につき</td><td>70 パーセント</td></tr></table> ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、 □ に該当し、かつ、 ハ の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。 (2)～(5) (省略)	最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	9 電力需要 実質再エネ動力プラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること □ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量（託送約款等の定めによります。）に次の係数を乗じてえた値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること <table><tr><td>最初の 50 キロワットにつき</td><td>80 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロワットをこえる部分につき</td><td>70 パーセント</td></tr></table> ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、 イ に該当し、かつ、 □ の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (削除) (2)～(5) (省略)	最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント								
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント								
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント								
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント								